

第8回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成25年3月22日(金) 14:00～

301 委員会室

1 正副座長たたき台案の検討

2 その他

【資料】

資料1 正副座長たたき台案

資料2 事業者の努力（「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」
を追加）案

資料3 イメージ図

正副座長たたき台案

※網掛及び取消線部は、検討済事項

1 前文

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなる」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」（*要検討）

など

2 目的

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなることに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第5回検討結果】案通り。

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第5回検討結果】案通り。

※市町との連携を規定するか。

【第5回検討結果】

規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

(2) **県民の努力** 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする。

県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

(第7回検討による追加論点)

※「県が実施する」と県だけに限定するか。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

【第5回検討結果】議論継続 (※県外調査事項)

【第6回検討結果】②とする。

(3) **事業者の努力** 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする

事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

※どの程度まで盛り込むか。

・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか (例：文書掲示)。

【第7回検討結果】

「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」については、規定する。

・従業員教育を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

※公務者の率先垂範を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

4 基本方針基本計画 **【第7回検討結果】**「基本方針」ではなく「基本計画」とする。

- (1) 県は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本方針基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 教育及び知識の普及(※5)に関する事項
 - イ 再発防止のための措置(※6)及び受診義務(※7)に関する事項
 - ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- (3) 知事は、基本方針基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本方針基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

【第7回検討結果】 議決対象としない。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

【第7回検討結果】 数値目標は設定しない。

5 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

【第7回検討結果】

教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨を前文で表現する。

- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

「行うものとする」に変更。

(第7回検討による追加論点)

※「大学」も例示するか。

※重点取締区域を設けるか。

【第7回検討結果】

県警の意見も聴取し参考とする。

6 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7 受診義務

- (1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。
- (2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。
- (3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。
- (4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断した者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。

8 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(第7回検討による追加論点)

※「飲酒運転をした者」も書き込むか。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考) 被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例 (誰に対し) : 県民 市町 事業者

例 (内容) : 検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4) (施策の実施状況についての公表)

10 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

11 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

事業者の努力（「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」を追加）案**(3) 事業者の努力**

- ア 事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。
- イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。
- ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

【 背景 】

法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなる



【 方針 】

- ◎規範意識の定着
- ◎再発防止

を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！



【 重視する対策 】

- 教育及び知識の普及 (←規範意識の定着)
- 受診義務 (←再発防止)

規定の方向性

太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に広がると捉える

北風の

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する

【穏やかな場合の規定の方向性】

- 県民の努力 → 施策の協力で足りる
- 特定事業者の区別 → 区別なし
- 従業員教育 → 事業主に任せる
- 重点取締区域 → 不要

など

【実効性をもたせた場合の規定の方向性】

- 県民の責務 → 通報まで求める
- 特定事業者の区別 → 区別あり
- 従業員教育 → 必要
- 重点取締区域 → 必要

など

飲酒運転根絶の日（案）

飲酒運転根絶の日

- (1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。
- (2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。
- (3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【参考例】

◎津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）

（津波防災の日）

第十五条 国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。

- 2 津波防災の日は、十一月五日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

◎環境基本法（平成五年法律第九十一号）

（環境の日）

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

- 2 環境の日は、六月五日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。